2024年8月1日

株式交換に係る事後開示事項

名古屋市中村区本陣通二丁目３２番
株式会社MTG
代表取締役　松下　剛

名古屋市中区栄三丁目１５番２７号
株式会社ジェイエスティ
代表取締役　後藤　寛

株式会社MTG（以下「MTG」といいます。）及び株式会社ジェイエスティ(以下「JST」といいます。)は、2024年6月26日付で株式交換契約を締結し、2024年8月1日を効力発生日として、MTGを株式交換完全親会社、JSTを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換について、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年8月1日

２．株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求を行ったJSTの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過
JSTは、会社法785条第3項の規定に基づき、2024年7月10日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるMTGの商号及び住所を通知しまし

たが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った JST の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
JST は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
JST は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
MTG は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
MTG は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2024 年 7 月 10 日付で、MTG の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である JST の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、MTG は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
本株式交換において JST の株主に対して交付される金銭等は、MTG の株式のみであるため、該当事項はありません。

4．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、MTG に移転した JST の株式の数は、普通株式 50,000 株です。

5．その他、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) MTG は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した MTG の株主は 1 名、その議決権の数の合計は 5,500 株であり、会社法 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数に達しておりません。

(2) JST は、会社法第 219 条第 1 項の規定により、2024 年 6 月 28 日付で、JST の株主に対し、2024 年 8 月 1 日までに株券を提出されたい旨を公告するとともに、株主に対して各別に通知いたしました。

(3) 本株式交換に際し、MTG の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

以上